

常州上郷・箱館・横須賀人足寄場

重松一義

一 常州上郷人足寄場

- 一 上郷寄場創草期 二 上郷寄場前期 三 上郷寄場中期 四 上郷寄場末期 五 上郷寄場民間自営期 六 組合村寄場
 寄場困補理場設置期

二 箱館人足寄場

- 一 箱館人足寄場設置の由来とその立地 二 白別・奥尻嶋人足寄場の内規と取締の実態 三 寄場廃止の経緯とその評価

三 横須賀人足寄場

- 一 旧幕政下の寄場時代 二 明治新政府下の寄場時代 三 横須賀徒刑貧院時代 四 横須賀寄場の法制史的位置づけ

一 常州上郷人足寄場

寛政二年（一七九〇）、石川島人足寄場設置と同じ年、常州筑波郡上郷村にも幕府直轄の寄場が設けられている。石川島に倣い設けられた寄場の第一号である。上郷寄場についての文献は、京兆府尹記事や市中取締類集人足寄場之部、御仕置例類集などみられるが、当時この地方は関東郡代右近監伊奈忠尊の支配下にあり、郡代支配の代官の一人篠山十兵衛がこの上郷村字角内の地に屋敷を設け宰領していた。ここへ石川島から人足が送り込まれたのであるが、最初は十数人を護送単位とし、利根川を渡った取手の宿での一泊を経、二日ばかりで筑波山麓の地に徒歩で押送されている。道中のことも考慮せられたのであろう、翌寛政三年十二月、石川島寄場の下役に十手の携帯を許している。⁽¹⁾

上郷寄場設置の趣旨は、京兆府尹記事に「国の元は百姓たれば、其中より撰び百姓に仕立、御料私料に拘らず無人の土地へ有付けなば、百姓無之のうれひもなかるべし」と言上されているごとく、無宿無頼の輩を百姓に仕立てるのが眼目であった。上郷寄場の史的系譜については、取締準則と人足の補充を受けるといふ事実上の出張所・分場という立場から、石川島寄場配下の寄場時代（創立以来二五年）と、六年間の空白時代を置き、関東取締出役に連がる組合村寄場時代（文政一〇年以降）に大別できるが、これを便宜六期に分け概説いたしたいと思う。

一 上郷寄場創草期（寛政二年から四年の三年間）

上郷寄場が緒について足かけ三年目、寛政四年三月、関東郡代伊奈忠尊は家事不取締を理由に突如改易され、

後任に勘定奉行久世丹後守広民がこの職を兼ねている。しかし上郷所轄の代官篠山はそのまま据置かれた。新郡代久世は引継を兼ね、同年十月早速上郷寄場を初巡視しており、幕府に左の報告書を提出している。

寄場人足荒地起返之儀申上候書付

問宮諸左衛門

奉 村田鉄太郎

久世丹後守

郡代支配御代官篠山十兵衛支配常陸国筑波郡上郷村寄場人足荒地起返方之儀当秋私検見廻村之序見分仕候処小屋場内惣躰取締も宜相見右小屋場廻り荒地之分は田畑共充分起返作付仕右人足共之内当七人程は百姓相統可仕心底之者相見へ候旨掛り出役之者申聞候則起返作付仕候反別並寄場人足等別紙書付入御覽申候以上

子十月

問宮諸左衛門

奉 村田鉄太郎

久世丹後守

常州筑波郡上郷村

荒地惣反別百式拾三町六反歩余之内

一起返反別拾六町三反六畝歩余 寄場人足起返

此 一 訳

田方六町六反九畝歩余

内 五町六反九畝歩余
老町歩程

不作付

畑方八町九反七畝歩余

内 三町三反歩余
老町五反七畝歩余
三町九反三畝歩
老反六畝歩

小麦仕付
大麦仕付
菜種仕付
品々野菜仕付

他七反歩程

是は村内百姓新兵衛引請自分起返候分

右者寄場人足起返作付仕候分書面之通御座候以上

子十月

問宮諸左衛門

奉 村田鉄太郎

久世丹後守

越後 伝 蔵 子三十二才

同国 八 助 子二十七才

上州 藤 蔵 子三十二才

奥州 定 八 子三十二才

同国 亀 助 子三十才

武州 勇 八 子三十七才

越後 忠 助 子二十五才

人数合七人

惣人数三拾三人

外指南百姓拾五人

内男 八人
女 七人

右之内常州上郷村寄場人足之内当時百姓ト可相成躰之者書面之通ニ御座候以上²⁾

これで見ると、当時上郷村字角内にある人足小屋場には三三人の人足がおり、すでに「百姓と相成躰之者」、すなわち百姓として土着したいと希望する者が七人いることも知れる。このほかに村方から指南百姓として男八人女七人が人足の指導に充てられていることも注目しなければならない。特に女が充てられていることは江戸時代の保安処分としても進歩的で英断に属するものと考えてよからう。こうして寄場が出来てから丸二年余り、百姓自前で開墾した分を含め、実に一六町三反六畝の土地を開墾しており、開墾事業は順調に、しかも可なりスピードで達せられていたようである。殊に小屋のある字角内坪之分は皆起返したとあるから、一区切りがついた時点での郡代検分とみられる。

以下、寛政四年の人足寄場旧記留によりさらに敷衍すれば、この年の七月二十一日、神奈川の川崎在豪農から早くも人足引取の申出があり、簡単に呉れて遣っており、十一月の「常州上郷村寄場人足之儀に付申上候書付」においても、一四人の逃去者の穴埋めは年内に補充、残りは来春より追々請取る旨の悠長な見通しの上申がみられる。また同十二月、勘定奉行間宮諸左衛門が上郷寄場を巡検しており、全人足を呼び集め、左のごとく申渡した条目がみられる。これは上郷寄場の人足処遇の基本方針を示したものである。

子十二月四日諸左衛門殿寄場江御見廻、人足共不_レ残呼出、於_二役所_一御用御出席、寄場奉行村田鉄太郎申渡

候趣左之通、

伺 濟

申 渡

其方共手業致候処、相払元入用并一日諸掛之内半減引落し、相残分者不_レ残可_二具遣_一候、其業ニ出精可_レ致候、尤具遣候内割合を以役所江預、溜銭可_レ致事、右溜銭拾貫文ニ至り候ハ、引取人無_レ之とも赦免申付候事

但常々手業出精致候者、溜銭拾貫文ニ不_レ至候共、為_二褒美_一拾貫文手当致、赦免申付候事、

一 □成手業成者、其日之御手当被_レ下候間、藁細工、船頭並地所内掃除□□又者堀浚等、手業ニ無_レ之分も其日之御手当被_レ下候間、右に准し溜銭致し、三貫文以上に至り候ハ、赦免可_二申付_一候、

但常々出精し溜銭候者ハ、仮三貫文以上不_レ至候共、為_二褒美_一別段手当致し三貫文以上之高ニ致赦免可_二

申付_一候

一 世話役、小遣、外使等之類も溜銭可_二相成_一様之手当致し可_レ遣間、其旨可_レ致候、常々不正之筋も無_レ之、掟を守、勤方於_レ宜者、相応之手当を以、赦免可_二申付_一候、

一 博奕致候者死罪

一 式三銭之賭事致候者ハ、以来一日之飯五合之内、式合五勺取上、且手業溜銭之内十日分引落取上候事、

一 右賭事致候もの有_レ之者、早速役所江可_二申出_一事

但、申出候者江前条之取揚候溜銭不_レ残其者江具遣可_二申事

とある。一日の生活入用費の半分を天引して寄場役所に預けさせることを大前提に、三貫文を目安として溜銭させ赦免の条件としている。またこの額に至らずとも格別精出した者も赦免されていることも知れる。大部分の

人足がかつて賭博渡世であったのであろう、地道な積上げによる恒産自律の術を体得させるため、博奕だけは特に死罪と申渡条目に記されているのである。

二 上郷寄場前期（寛政五年から文化元年まで二二年間）

さて一区切りつき、翌寛政五年から代官は篠山に替り、料地高六万七千七百参拾式石参斗参升六勺の高禄で大和五条代官を永く勤め、下野真岡の代官であった竹垣三右衛門直温が任ぜられ、向う二二年という長期間在任している。竹垣は名代官の誉れ高く、生前の文化庚午（七年）すでに大田南畝（蜀山人）によりその真容が描かれ、没した文化一一年、この画像に論民改俗の事蹟が記されて上郷金村別雷神社に納められている。この蜀山人真筆の讚のほか、没した翌年には同社内に徳政碑が建てられている。以来今日まで毎年、竹垣の忌日には家業を休み赤飯を供して報恩の意を表し、この日を以て竹垣祭とする慣しが旭村大字今ヶ島小字稻荷前及び皆畑に続いているといふことは、全国でも稀な事績といわねばならない。この来由と碑文は「時々吏ヲ派シ各村人民ヲ集メ心学ヲ講話シ道徳勤勉ノ道ヲ教ヘ、又刑余ノ改心者及鰥者ニ配スルニ宿駅ノ飯盛娼婦等ヲ以テシ、生業ヲ奨励シ原野ノ開墾ニ従事セシメタレハ、十年ナラスシテ人口増殖シ田園開ケ民富ミ狐窟変シテ人里トナルニ至レリ、其恩徳大⁽³⁾」と伝えられる通りであり、徳政碑はこのほか栃木県芳賀郡真岡町海潮寺境内にもある。

これほど慕われた竹垣だけあって、その治世下には温情ある人足取扱がなされ、定着のため家屋一棟（二間半六間）、二箇年の食糧農具一式、田畑一戸分凡そ一町歩を与え、一戸の百姓に取立てている。⁽⁴⁾これは取立百姓と呼ばれて存続、明治・大正頃までその子孫が存続した戸数は左の六三戸が確認されている。⁽⁵⁾

上郷村大字上郷小字角内に

一八戸

旭村大字今ヶ島小字稻荷前に

三五戸

同 小字皆畑に

五戸

作岡村大字安喰に

五戸

人足数は竹垣代官の着任の年より急増しており、寛政五年には一二六人で、これがほぼ定員に近い数であったとみられる。竹垣が着任してから四年目の寛政八年、幕府はここに八丈島の難民を人足として強制移住させている。この年は伊豆七島流刑地のうち八丈島、御蔵島、神津島、利島で極度の物資窮乏が訴えられ、多年の嘆願もあり、幕府は大島、利島、神津島、御蔵島の四島を御定書百箇条の流人島指定から一時除外したのである。これは伊豆七島流人史上はもとより、江戸幕府の行刑類別の中でも稀なことである。指定を除外したことは、引揚させたり、放免したり、流人がいなくなったということではなく、調査した限りでは在来の者はそのままいたようである。従って難民と称される者の中には流人の系累がいたものか、赦となった流人そのものがいたものか定かでない。しかし幕府が上郷寄場の地を特に指定したこと等から、純粋に難民だけであったとは到底考えられない事情である。

これら人足は筑波郡旭村酒丸の地が充てられ、同じ竹垣代官配下、第二の人足寄場として不毛の地百町歩の開墾に従事しているが、土地粗悪のため全く不成功に終り、住民は四散したといわれる。その後の風聞については「移民ノ住所ハ陣屋ヲ置カレタル地ノ附近ニテ字角内ト言フ部落及上真瀬村字鍋沼ノ地ニ住居セシムコノ住民角内ヨリ多シ今猶風俗ヲ他村ト異ニセルコト多シ八丈島ヨリ来ルモノ多ク従テ其風俗ハ自ラ八丈島ノ風俗ニ似タルコトアリト云フ初メヨリ此地ニ移住スルヤ其老幼共ニ皆天然痘ニ罹レリ之ハ八丈島ニハ痘瘡ニ罹ルモノ曾テナシ此地ニ来リテ初メテ其病ニ感染セリトノコトナリ

角内ノ陣屋ニ於テ諸政務及断獄ヲ行ハレタルモノニテ其他ニハ郷宿ト称スルモノニ・三戸アリ人民幅濶シテ賑ヒタリ今ハ三十戸位ノ民家アリ其断獄ノ場所ハ現存セリ竹垣氏ハ真岡ト上郷トニ八月ノ中ニハ上半期下半年ト云フ如クニ臨ミテ親シク政務ヲ執ラレシト言フ⁽⁶⁾と伝えられている。八丈島難民の逃去した人足を除き、その多くは石川島からの人足と同様、其後取立百姓となり定住しており、そのゆえであろうか、この山麓に島、島名、今鹿島とか、島にちなむ地名が多いのも特異である。

さて、第二の寄場ともいえる酒丸開墾地の失敗は、同じく角内から出役する本来の寄場にも行詰りをみる同じ条件があったと思われる。その理由を考える場合、まず寛政一二年からは次第に人足が減少しており、人足の逃亡もみられる。同年彦七事次助という人足は、甲州道中府中宿で僅かに夜具を盗んだ科で石川島寄場入りとなった者であるが、上郷より逃去の罪で死罪となっている。これは他人足への見懲りと逃去への歯止めという政策的な判断から決行されたようであるが、殺人等の大罪を犯したわけではない次助の身になれば、耐えがたい無情感を抱きながら死に就いたことであろう。

つづいて、治安風俗の悪化からであるが、近在不良子弟、放蕩息子⁽⁷⁾の寄場差入という傾向が顕著であるのも、この頃の特徴である。享和三年両親・親類それに組合村役人一同の立っての願いとして、常州高須賀村文右衛門伴秀蔵の寄場差入が許されているが、これについては幕府も「寄場へ差入れ候ても改心仕らず、若し囲を破り逃去り候敷其の外悪事仕出し申す可きも計り難く、左候節は、願に依て懲らしめの為め差入れ置き候ものにて、其の差別を以て罪科を弛め候儀は相成り難く、寄場逃げ去り候もの本罪死刑にも行はれ候節に至り候て、願ひ候親後悔仕る可く哉⁽⁸⁾」と入念な調を指示している。放蕩息子とは云えよくその気持を確かめ、かつまた親の気持を確かめたりえ寄場差入を許しており、江戸表の評定所において、一人の人足の受入れ取扱いをめぐり、このよう

に十分な詮議をつくしていることは注目すべきであろう。

こうした人足の動揺、放蕩息子の寄場差入などで、地元との連がり⁽⁹⁾が深まる間にあつて、指南にあたる地元百姓間にも年貢や増助郷などについての不満が高まっていた。そうして文化元年、ついに上郷のすぐ南にあたる常陸牛久辺で増助郷に反対する大きな百姓一揆が勃発、問屋や村役人が襲われている。またこの結果として、可なり大規模な百姓の逃散がみられる。寄場人足の指南どころではなかったのである。人足の減少を示す寛政一二年から享和年間、増助郷に背を向けた百姓に替わるものとして、水戸藩が賭博犯など軽罪人を駅場人夫に使役するという苦肉の策を採っているのもこの事情による。このように新規開墾地の不成果、百姓の動揺、予定される送込み人足の質の転換（翌文化二年から佐渡水替人足不資格の者を上郷へ）のため、棚ざらえといおうか、人足のうち土着できるものは一応土着させ、従来の者と新規の収容人足とを区分するため、上郷寄場はこの年をもって実質上、一時的な廃止をあえてしたようである。すなわち廃止の条件を整えたこの文化元年に一時的廃止をみたと論考いたしたい。

三 上郷寄場中期（文化二年から文化十一年まで一〇年間）

文化二年六月関東取締出役^{しゅつやく}が設けられているが、この設置は右に述べたとおり関八州の容易ならぬ治安の動静と、年貢不如意な百姓の動怠などを巡検取締るために設けられたもので、公事方勘定奉行の直接命令のもとに服務し、常に関東八カ国中、幕領並びに諸藩領分の内、水戸領を除くほか、旗下の知行所社寺領等の別なく一般を巡廻し、警察逮捕の事務を掌るのである。この関八州への強力な勘定奉行の統制は、所轄である上郷寄場の運営にも直截に反映、この関東取締出役がおかれた年から「農業に定着を目的とする人足」という当初の人足選定

の方針を変え、江戸よりの隔離という保安処分、あるいは追放刑に替るものとする色彩濃厚で、年令的・体力的に佐渡水替人足に不適当な者を選んで上郷送りと定めている。

この便宜的に区分した中期は竹垣代官の他界に至る晩年期であり、寄場の一時的廃止・中断のあと関東取締出役設置、佐渡水替人足不資格者送り込みという変化の一時期を成すのである。なお原胤昭の著『出獄人保護』が伝える寄場はこの期に属するものである。その理由は、寄場が役所の書付に「上郷村小屋場」と記されているのはこの頃であり、原胤昭が水戸監獄立石重司よりの口伝を詳しく聞きとって記した『出獄人保護』も「常州上郷村小屋場」と称するからである。これにより左のとおり当時の状況がかなり具体的に伝えられている。

- 一 創設 寛政二年（佃島寄場の設立と同年）
- 一 位置 茨城県筑波郡上郷村大字上郷小字角内にあり。今の谷田部町より島名村及び旭村を経て北条に到る街道に添ひ、深き溝渠を以て周囲を画されたる一部なりき。
- 一 名称 其の土地にては之れを単に陣屋と呼びたり。
- 一 任務 陣屋は代官所の一にして勸業、民刑事、税務、風俗取締、其の他一切を取扱ひ、裁判庭の設備もありて原被告を糺し判決を与へたり。
- 一 役員 代官の手附役一人其の長に任じ、構内に常住して一切の事を指揮監督せり。
- 一 建物 左の如し。

正門 街道に添ひ西に面せり。

役所 正門の建物にして（裁判庭あり）之れに接し賄所あり、正面の奥手に来客用の座敷あり。
人足寄場 北側に大なる建物（牢舎の如きもの）あり、之に並びて貯蔵倉庫あり。

心学堂 正門を入りて北手にある大なる建物にして、其の隣に稲荷の社あり。

牢舎 即ち未決監は南手の端にあり、之れに接して役人詰所（看守所）あり。

役人住宅 南手に二棟あり、所長の住宅は東南の隅に別に建てられあり。

- 一 心学堂 頗る莊嚴なる建物にして時々人足に講話を為し、尚折々附近の人民をも集めて講話を開きたり
- 一 作業 人足は毎日朝より夕刻まで荒蕪地の開墾又は田畑の耕耘に従事したり。

- 一 衣服 人足の衣類は白と紺の幅五分位の縦縞木綿にして筒袖の襦袢股引上下とも同じ縞柄にて一定の着衣を用ひ、竹皮の笠を冠らしめたり。

- 一 附添役人 孰れも侍にして人足十人に一人位づつ附添ひ耕作地への往復は勿論就業中に於ても嚴重に警護したり。

- 一 逃走者 仕事先より逃走する者は、親の病氣其他特別の事情ありて有免せられたる者あるも夜間役所の柵を破りて逃走したる者にして、再び就縛したる際は、左腕に五分幅位の入墨を為られ、斯くする事二回までは改心せしめんとて其のまま使役すれども、三度目には必ず死罪の刑に処せられたるものなり。

- 一 収穫物 人足を使役し耕作して獲たる穀物は、人足日常の食料に供せられ、又百姓に取立てたる者の一ヶ年手当として給するため、倉庫に貯蔵したるものなり。

- 一 出場 斯くて三ヶ年此所に於て規定を遵守すれば妻帯を許さる。其女は北越方面より連れ来たり、又は日光水戸街道辺の酌婦娼妓等を以て配偶者となし、其住家は間口二間半奥行五間の新家屋を建築して之を附与し、家内の人員に応じて一ヶ年の食料其の他農具を給し、田畑は六石三斗（六七反歩）を給与し、一戸の百姓に取立てたり。¹⁰⁾

角内陣屋跡は今日でも確認できる。⁽¹¹⁾ 陣屋、正しくは下野国真岡支配所の代官竹垣三右衛門の手附役宅を謂う。

この角内陣屋に隣接した門前の筆頭百姓が石田新兵衛である。石田新兵衛の名は指南百姓として人足寄場旧記留にも明らかである。現在この末孫は同じ地の上郷字角内七九八〇番地当主石田安吉氏、妻ふみのさんである。ふみのさんの曾祖母は名主土田家から嫁いだ人である。ふみのさんの話によれば、同家の敷地は勿論、北側裏周辺七段歩の区域は陣屋跡で、現在でも役場の土地台帳は六尺の堀がめぐらされた方形（堀は現在埋められているが石田家側一辺はその跡を確認できる）になっており、この地所は今でも「お役所」と呼ばれている。

この敷地の最北端が御仕置場であったところである。現在は権現さんの境内で、角内公民館となっているが、その入口左側、楠と板がからみ合って天を衝く古木を背に、立像細身の石地藏（供養石）が立っている。ここが仕置場の正位置である。地藏の台石文字から

（表） 導師山下随翁院現住大淵

奉造立千日念仏地藏尊

願主 元西

化主 現竜

（南面・左側） 金剛塔施主 角内村（百姓代表者名）

（北面・右側） 享保十三戊申天三月吉祥日

とかすかに判読できよう。淵・化・現の各文字は私なりの判読で、風化欠落のためやや不確かである。この地藏の足許右下に北向きの極めて古い石がある。一見変哲ない石に見えるが、北側から正視すると両手、袈裟、台座付の首無し地藏である。実はこれが享保以前の古い方の百管地藏であると、この地藏の一番近くに住む老婆田村

某さん（当時九〇歳）の口承である。この口承はふみのさんが四五年前にここに嫁した時、聞いたものであるという。多くの人足が過怠により百管の制裁を受けたことであろう。

なおまた、この石地藏に並び右隣には新しい坐像の地藏が祠の中にあり、

このところ みしまにゆめのさめぬればべつくらどうもをなじすいしやく

と、お救いのご詠歌が弘法大師角内五十五番の札に記されている。本地垂迹（よじやく）に触れたもので、広い境内にわざわざこの百管地藏と並列させた意味が解らぬでもない。

この陣屋の五百メートル真南に下る西谷田川畔に角内首斬場跡（首切塚）があり、野蔦がからみ東向きに石碑が立っている。高さ二メートル余、すでに三〇度以上も傾斜しており、表には「南無妙法蓮華経」と、南側には「亥春三月立」とかすかに読める小文字がある。ここで人足寄場旧記留にある鉄五郎の斬首もおこなわれており、水戸天狗党の残党倉田大八の斬首も伝えられるところである。

また首斬場から約三キロの真北、上郷の北のはずれに獄門（いゝま）という小字の地名が現存している。現在の大穂町と接する境界地十字路のところ、最近まで筑波・水海道間のバス停「獄門」として在った所である。首斬場を流れる谷田川が同じくこの西側を流れ、真北の獄門・陣屋・斬首場が南北一直線上にある。この獄門は勿論寄場時代からの晒場であるが、一説ではここも天狗党騒動の一角を斬首し晒した所ともいう。口承として西宿（にしゆく）の長高野もその場であったと、上郷の真言宗歡喜院齊藤有教師は語っている。これでみるごとく、この期は幕府の方針どおり人足の質の低下が歴然としており、これら犯罪の遺跡が物語るように、竹垣の仁政を以てしても覆い得ないものがあつたのである。

四 上郷寄場末期（文化一二年から文政三年まで六年間）

代官竹垣の死後、上郷寄場は終末期に入っている。これを決定づけたのは文化末年から文政四年にかけての関東一円の連年不作である。死後二年目の文化一三年、評定所は上郷寄場開墾地僅少を理由に石川島人足寄場からの上郷送りは不要と決定することとなった。と同時に仕置きを保留されていた竹垣代官死去の年の逃去者、先述鎌五郎の死罪も同年八月執りおこなわれた。人足の百姓取立もこの頃から六年間にわたりおこなわれたのである。竹垣没後四年目、文化一五寅年正月一五日、ここに江戸時代の庶民哲学といえる心学を拓いた石田梅巖の孫弟子中沢道二の高弟大島有隣が訪れており、人足はもとより、ここで多くの村人に心学を講じている。その手記『下野常陸遊説里村の道の記』に

おそろしき角内にある無宿をも

竹垣の中にめぐむ仁政

と詠む歌がある。心学らしい解り易い歌であり、仁慈であった竹垣の遺徳を称えている。

上郷寄場廃止の年月についてであるが、原胤昭は先に掲げた書に「此の代官所の廃せられたるは天保年間の事なれども、人足の収容を廃止せるは諸書に徴して文政年間以前と推測せらる」と記している。また石井博士は「文政三年には、上郷寄場が廃止されたという理由で、これらの者を石川島に送ることになっているから、上郷寄場は文政二、三年頃に廃されたものと思われる」と、細川教授は「なお常陸国上郷人足寄場はこの頃（文政三年の頃）すでに廃止されていることも注意すべきである」と述べられ、⁽¹³⁾ ほぼ文政三年廃止の説で一致しているところである。

五 上郷寄場民間自営期（文政四年から文政九年まで六年間）

公儀の寄場、すなわち石川島寄場配下の上郷寄場時代はこうして廃止されたが、全くこうした形態のものが消滅したかといえそうではなく、地元の名主で並ぶものなき豪農である土田家に委託した形の、いわば民間自営の自治的な私設寄場がこの空白期を通じておこなわれている。土田家遠祖は、所伝によれば、豊臣氏に關係深い武士であり、関ヶ原の役の後、僧となって各地を放浪、常陸国筑波大山郷に帰農し、難苦に耐えて開発に努め産を成した土田一族の総本家という名門である。竹垣存命中も常野両州の困窮者救済のため金百両を、取立百姓養育料（寄場人足への補助金）として二〇両を寄附するごとく、人足のための民間大口寄附者・篤志家として助力を惜しまなかった一族である。

文政六年、土田重兵衛が名主の代であるが、幕府はかつて八丈島の人足が苦渋逃散した酒丸の地の開墾を許している。重兵衛はこの土地改良に情熱を傾け、ちょうど野州桜町に招かれ下館に在る二宮尊徳翁に土地検分と開墾経営の指導をお願いしており、この事情につき『土田右馬太郎伝』は「翁は喜んでその請を容れ、わざわざ酒丸に来て土地を検分し、自ら手に土を採り口に嘗められて、この土質ならば作物に適すると保証された。（中略）殖産興業について、当時日本一の権威者として敬われていた二宮尊徳翁から激励された重兵衛翁は、大いに力を得て間もなく酒丸開墾事業を起し、浮浪の民を移し、住家を建てこれに従事せしめたが、賭博をなす者が多かったので、翁はその弊風を匡正して正業に就かせるのに相当苦勞した。そして翁は自ら陣頭に立って指揮し、開墾事業を順調に進めたが、未だ完成を見ざるうちに病没されたので、長男謙吉翁がその業を引継ぎ経営に当った」と⁽¹⁴⁾ 伝えられている。

土田家自営とはいえ賭博を好む浮浪の民の集団を受け入れ開墾させるということは、従来の人足寄場以上に容易な業ではなかったと考えられる。また稀代の農政家、くだいて言えば当時の農村再建屋であり農民の労務管理の名手である尊徳を招いたことは、尊徳が河原荒地を開墾すれば税金がかからず合法的に身代が立つという封建社会の盲点を知っていたため、いずれにしても、この地に至誠、勤労、分度、推譲という報徳精神四綱領の洗礼を与えたことは確かである。また尊徳の手法である「撫育人の入札制」とか「元恕金の与え方」などは、浮浪の民の人足管理に大きなヒントとなったことであろう。石川島寄場の流れを汲む上郷寄場は、こうした民間自営の形に移行しつつ存続したのである。

六 組合村寄場囲補理場設置期（天保四年以降幕末まで三五年間）

関東一円における文化末年からの連続不作についてはすでに述べたが、これは文政四年に至り、ついに大凶作に見舞われ、質地、潰百姓が続出、年貢についての小ぜり合いが各所で起こっている。このため文政九年治安收拾のため、無宿人、百姓町人などの長脇差帯刀、徘徊には死罪で臨むとされた。

しかし、すでに農村の疲弊は眼をおおるばかりとなっていた。このように表面化した農村の動揺を抑えるため、文化一〇年二月、幕府は勘定奉行をして「御取締筋御改革」なる四十五カ条の触書を関東全域に達したのである。この触書は、従来無宿、孤かぶりや博徒の取締、さらに強訴、徒党の禁止といった治安維持の布令のほか、風俗匡正などの布令をも併せ集大成したものである。それには取締組合村の結成という全く新しい規定が追加せられていた。

取締組合村は改革組合村とも呼ばれ、大組合の標準はおおむね四十五カ村であった。大組合はさらに大ブロックに統合され、大惣代という身分相応の者を選出させている。大惣代は大きな地域の代表で大惣代兼寄場役というのが通称の役名である。しかしこの大惣代は幕末に近くなるにつれ、篤実な堅気でなく蛇の道は蛇とかで、少しは博徒に顔の売れた者でなければ動まらなかったという⁽¹⁶⁾。そうして大惣代が寄合（会合）をする地が寄場と称せられたのである。寄場は村高が大きい中心的な村が選ばれている。したがって寄場は旧来の人足寄場とは全く異なった同名異質の行政単位、形態を指称するものであるが、その実態と任務は関東取締出役に直結されており、その警察機能を補助するにあり、いわば自治体を直結させた広域警察網が整備されたのである。親村の寄場に付設された囲補理場という囲場は、いわばその仮留置場である。これにつき北島教授は「組合村の任務は、それが出役に直結した行政単位であるだけに、警察的取り締まりの機能をもっとも強く全面に出ている。治安維持、風俗匡正などの一般的遵守事項や囚人の継送りのほかに、天保四年五月から組合村の親村である寄場に囲補理場が設けられ、囚人無宿者を数日間預けて教諭を加えることにしたため、組合村の負担はいっそう重くなった。囲補理場の設置は寛政改革の際江戸石川島におかれた加役方人足寄場を関東一円に拡大したものとみられるのであり、江戸にはいり込む浮浪人・無宿者の激増を、村方の負担において緩和しようとしたのであろう。この囚人村預けに要する飯料・薪・油・蠟燭・番人・手当などの諸掛りはすべて組合村の負担とされたため、各村の村入用を圧迫するようになり、その負担をまぬがれるために囚人を他の組合村に転々とたらい廻しにした」と述べておられる⁽¹⁷⁾。

閉塞的な当時の世相から、無宿の中には一汁一菜、たとえ麦飯に漬物一片でも勞せずして与えられる安楽な寄場預りを求めており、あえて罪を犯す不逞の輩も少なくなかったといわれる。召捕った者を囲補理場に預け、張番し、教諭し、関東取締出役あるいは勘定奉行まで宿村送りで継送、あるいは然るべき場所まで道案内させる費用を考えると、預りの者が余りに多いがため、転々とたらい廻しさせて経費負担を回避した各村方の事情も察せ

られよう。組合村自体にとり、寄場は必ずしも積極的な八州廻りへの協力体制としてではなく、おしつけられた無宿対策への消極的な相互共済制度として反応した一面が著しいといえる。

これでもなお天保三年、天保五年と津波のごとく繰り返されてゆく全国的な大飢饉、天保八年には奥州での大飢饉のあおりと、手の施す余地もなく、江戸の無宿対策は幕府による天保改革を待つのみであった。天保八年三月、幕府はとりあえず品川、板橋、千住、内藤新宿の救小屋の收容者を夫々郷里、幕府直轄の開墾地、人足寄場に送る方針を採り⁽¹⁸⁾、これを実施にうつしているが、その中には生国を問わず強制的に送り込まれた無宿者も数多くあるのであり、上郷など幕府直轄地のほか代官所在の各地では、こうした者を大量に收容することを余儀なくされている。私の調査につき、上郷権上の歓喜院住職斎藤有教師が「この地は関八州だけでなく全国六十余州から兇悪な罪人が集められ、使役せられたところである」と語られる事情も、石川島の流れを汲む旧来の寄場を指すものでなく、この当時の事情を指すものである。

この頃から幕末にかけて、利根川筋の野州、下総、それに武州を中心に、関八州は全国遊民の巢窟と化していたことは事実で、下総太田村寄場などはこうした者が数多く入っていたことで著名である。天保一四年三月、老中水野忠邦は諸国の人別を改め、江戸からの人返し令を出して各藩の追放刑（領分払）を制限、その代案として直轄地（御料）および大名領地（私領）においても石川島人足寄場の制度に倣い寄場設置を奨励、少なくとも一藩一牢の割で囚人仮囲などの牢をつくることを布令している。

ところで人足寄場の本家ともいべき石川島では弘化二年より、経費節減ということを理由に江戸払以上の收容を極力差控えており、人足の作業源確保ということも消極的で、收容人員も抑えられたまま幕末に及んでいる。したがって在方の関東取締出役配下で抱える浮浪人や博徒、寄場差入の放蕩児、管杖に換える徒罪人扱の者が、

その跳ね返りとして相当数いたわけである。それゆえ、これらの者を人足として駆使するため、囲補理場、開墾場、広く関東一円に拡散した村寄場は、天保一四年の布令と共に一層寄場的手法の徒場化を促されている。上郷寄場はそのモデルケースとして先駆的役割をなしたといえよう。纏めとして上郷寄場の特色を挙げるならば

- (一) 頭初から勘定奉行配下に属していたこと。
- (二) 石川島のごとく八百屋式の多彩な業種をもつ手業^{てわざ}の職人寄場でなく、開墾を目的としており、当時の公式文書では「荒地起返人足」と称する農業寄場であったこと。
- (三) 寄場とは官設の小屋と地元豪農・名主が提供あるいは自営した私設の小屋がみられること。
- (四) 寄場は犯罪人、浮浪人、難民、不良子弟など複数各種の人足寄場群として長年月投入され散在し、消長改廃を繰り返していったこと。

(五) 寄場には心学堂があり、心学を中心とした教化がなされ、のちには囲補理場でも教諭がなされていること。などが指摘できる。こうした意味から、上郷村寄場、上郷村小屋場として伝えられる寄場は、ほぼこのような幅広い背景系譜のもとに消長したものであって、今日これを総括して「上郷寄場」と一般的に指称した方が実態の把握としては、より適当と考えられるところである。

二 箱館人足寄場

一 箱館人足寄場設置の由来とその立地

天明年間の大飢饉と、享保以来職を求めて江戸に流れ入る窮民対策、それに無宿無頼に対する世情の不安、こ

うした社会不安の除去と風俗匡正の策として、すでに石川島・上郷の人足寄場、佐渡鉦山役夫というものが制度化され併用せられてきたわけであるが、軌を一にする両制度の中でも、人足寄場は永年の実績から、幕府の財政と治安対策上「一挙両全」のものとして認識せられるに至り、天保一四年石川島に倣い全国的に寄場設置が奨励されている。こうして文久元年、大坂、京都、秋田に次いで箱館にも人足寄場の設置を定めたのである。すなわち同年三月二十一日、箱館奉行に宛

箱館表へ寄場取建軽犯者並女犯の僧等御仕置赦免申付人足寄場の者内へ差加へ且当地徘徊の無宿共捕押へ蝦夷地へ差遣し彼地の御用筋人足等に召遣可申老人婦人たり共当地人足寄場へ入候者共端々其外市中にて如何と達しており、「老人婦人たり共」と仲々厳しい沙汰である。箱館地方に寄場設置をうながされたのは、無宿・

罪囚を官の用役に効率的に使用、同時に授産の実も挙げんとする高踏な意図をも含めながら、一方には赤蝦夷(ロシア)の南下に対処する「北門の鎖鑰」と「蝦夷地開拓」という重要な課題があったがためである。

さて寄場設置を促された箱館奉行は、まず神奈川条約によりすでに開港している箱館市街の中心にある箱館牢の拡張を検討しているが、幕府直轄の寄場とするには土地も狭小で風俗上も不適と詮議せられた。ついで厚岸場所属島「大黒島」に計画を変更したが之も沙汰止みとなり、「奥尻嶋」も推されたが、結局、箱館と奥尻の中間に当る白別と決定、同時に奥尻嶋釣懸(現在の奥尻島奥尻)に奥尻出張所の設置が決められた。

この白別寄場設置以前は、遠国奉行である箱館奉行の裁量で重追放以下の科刑が許されているため、箱館に徒罪場といわれる軽罪者の徒刑場があった。ここより白糠・茅沼への鉦山役夫の配役をなしており、神奈川条約の取決めどおり開港場箱館の外国船に石炭供給の義務を履行させていた。このような素地から寄場新設についても、

人足の集禁訓練には、ふさわしい経験と手馴れた伝統があったわけである。法制史上、江戸表でいわれた箱館寄場は、こうした条件下にある仮留監にすぎず、新寄場へ送り込む人足を一時溜め置いたわけである。それゆえ本格的な箱館寄場は白別・奥尻に設けた寄場から始まるのであり、現地では白別・奥尻嶋寄場と呼ばれた。

新しい寄場、檜山郡久遠場所白別の地は西蝦夷地として松前藩の北限であり、永く松前藩の流刑地として熊石番所の配下であり、長坂庄兵衛ら民間人の力で陸上交通もようやく拓け、鯨漁場として脚光を浴びていた時だけに、漁業寄場としての新構想のもと、この地の選ばれたことは容易に察しうるところである。また地形的にも太田(男人足が通った御手作漁場)・奥尻・白別と三角の地点を成し、奥尻の要めを抑えれば、人足、漁場監視の点からも絶好の場所と考えられるのである。白別寄場の創設は、白糠炭山の開始から遅れること五年であり、白糠炭山閉鎖の一年前に当る。ここに無宿・罪囚の役夫は炭山から漁撈へとその内容を変えるのである。

二 白別・奥尻嶋人足寄場の内規と取締りの実態

白別・奥尻嶋寄場に関する文献は、寄場普請人が遺す「長坂文書」⁽²⁰⁾が現存する唯一の手がかりであり、以下の解説から人足取扱の一端を伺い知りたいと思う。

寄場建設は箱館奉行の下令により、同奉行の勝田伊賀守充方を寄場御開掛元締監督に、熊石詰定役山田織之助が現地で差配、長坂庄兵衛が工事請負ということ、文久元年六月地所切開きがなされている。その規模は、地所千六百坪、外固めとして構外に長さ七拾間の溜堀が、東側三四間、南側三六間、堀の川幅二間、深さ平均堀込み実には九尺である。その溜堀は構外四囲に設けたわけではなく、寄場の東側と南側の二面のみで、西側と北側は丘陵で自然の要害をなし、防火と逃走防止に役立っていた。構内には御役処一棟(費用貳百七拾九両)、御板蔵(百

式拾参両)、三坪の御門番所(費用拾参両)が設けられ、御役処の中は白洲、調所、差配人部屋、足輕詰処、湯呑所、下働之者、女部屋、米春場、風呂場、それに雪隠せうかんと京風に呼んだ便所がしつらえられている。

なお、内堀を廻した二重囲いの中に女追込部屋と手作業場が設けられており、ここは、その後、竹垣、木戸御門式ヶ所、見張所、木戸矢来取付けなどの補強工事が加えられている。寄場の構外には、御定役宅(建坪七拾式坪五合、表三二間・奥ゆき五拾間、同心長屋三棟、足輕長屋三棟)があり、この御定役宅は風呂付十三部屋で泉水築山の庭をもつ豪壮なものである。特徴としては天井は天津塗りと京好みが伺える。

さて、寄場の運営についてであるが、寄場役人の構成は二六名ほどの規模で、元締役四名がおり、これが管理職で、その下役として御役処詰四名、御門詰四名、手業掛四名、調役(女部屋調役二名を含む)八名、人足賄方掛二名がおり、寄場の造営修築を請負った時期だとか、漁撈の季節により掛下役の数は不定であるが、麦器掛二名、米春掛二名、瓦掛二名、煙竹掛二名、油絞掛十一名、油方元入役掛六名(会所四名、蔵方諸道具二名)等の増減著しく、それに寄場抱の者として二人扶持の伝蔵、佐吉、熊吉、幸蔵、新吉など九名の小走りがあり、町方から寄場出役町方として四名が出仕して人足手業の手伝いをなしている。

この元締役の筆頭は、天保時代は大橋晋八郎といわれ、業務は四名の元締役の輪番で、時には油方の取締や夜番の監督などを適宜分担してなすといった工合の、弾力性のある合議監督方式で取仕切っている。調役とはここでは見張役をも兼ねるものとみられ、二人一組で四組あり、奥見張、中見張、女部屋見張、残り一組は明番とみられる。寄場抱の者は、寄場放棄者で身寄りなく成績の良い非常勤者であるとみられる。人足は天保の時代は約五拾名(内女人足拾六名)で、規模からみて定員と考えられるが、夏季は油絞方や漁場に一五〇名の動員数がみられ、箱館表から臨時の人足が派遣されたものと考えられる。冬季は油絞が手業の中心であった。

◎御条目・牢・御締所

人足の取扱いは可なり人道的で自主性が与えられていた。すなわち役付人足は「小走り」と石川島並に通称されるが、正式には御役処小頭、部屋之世話役、手業てわざ所小頭、定人足じょうじんあし、勝手小走がこれで、女部屋小仕男という女人足の作業のまとめ役とみられる者も、小使銭の扱いでは役付待遇となっている。御条目については、佃島人足寄場御規則写もすでに手許にあり、新入時に基本的な二、三の罰条を申聞かすほか、全般には正月に元締役が人足を集め概要左の申渡をなした程度である。

一、公儀より省々職業に精出せば、成績により御仁恵をもって、その生地役人に引渡し、家業を引継がせる事

一、寄場を立去らぬ事

一、寄場にて盗をいたさぬ事

一、寄場にて徒党をいたさぬ事

一、火の元念入り大切にす事

右始末においては急度御仕置申付事、右老婆心を以て申置く

漁撈のためか、丹念な天候の記録はあっても、人足の具体的な取扱、処置、事故、反則の記録は殆んど残されていない。僅かに散見されることから、月三回御仕置の調と裁決をなしたこと、下役お勤人に木割りをもって手向い致した人足と、矢来を越えて逃走した人足は悪質として死罪が申渡される事、及び火事の場合に切放ちの処置があることも予め申渡してあった事、等が知りうる所である。

ところで、白別には牢の制がないが対岸の奥尻出張所には牢があり、締所しめじよがあり、不良人足はここに舟で送り

込んだと見てよい文献がある。すなわち長坂文書第十一巻がその記録である。

一、牢 卷ヶ所 此建坪四坪但式間四方高七尺

右地取土台下四方深三尺巾三尺根切致、割栗右詰蛸突数返当丈夫突堅め、土台下巻通切石居、土台檜六寸角、檜同所三尺立渡し、太根太雑木七寸角、式尺間に取付、敷板卷寸八分板目透打、内羽目板同所卷寸八分板目透打、屋根檜七寸角式尺間取付、屋根板前同所卷寸八分板目透打、三方中格子窓四寸土間造り、丸本立明三寸之仕付、大□式通の普□め

上下相通の手丈夫に出来。

一、御締所

これも長坂文書第十一巻に示されるが、奥尻出張所には表口拾巻間、裏行拾間、惣地百拾坪の地所に、建坪四拾巻坪式合五夕（梁間五間半、桁行七間半）、八畳二間、拾式畳一間、土間、炬切のある板間の五部屋その他に、長土間に続き小さな三尺のくぐり戸が一カ所だけついた締所という二重囲いの板部屋がある。ここは内法高さ六尺という低い天井で、床は板間、内囲いは厚板八寸の荒格子、外囲いにはのみ僅か四寸角の高窓格子があり、それに柱留を二本差合わせた、まことに堅牢な閤室で、お仕置き部屋としての型態を完備している。

◎人足御扶持・小使錢・雑給与品

つぎに、長坂文書で行刑関係につき最も詳しく纏まって書き遺されているものは第二十六巻で、それは主として人足への御扶持、小使錢、給与品、年中行事についてである。この書き付けは元締役大橋晋八郎が江戸表へ寄場の規則を差出した手控を、長坂庄兵衛が筆写した棒書き様の覚書である。

江戸表寄場へ御規則出振合左之通

大橋晋八郎殿手控 写

寄場人足御扶持一件

但、日々渡方左之通卯年より割麦に成之配書面之通

一、役付人足老人に付（米式合五夕 割麦三合六才）メ五合五夕六才

一、手業人足（油方人足）老人に付（米麦前同所之割）

一、休日之節は手明当病之通引下の事

一、灰屋定人足老人に付（米式合五夕 割麦三合六才 外に三人に付 米二合増す）
右割麦を以て代之米二合五夕ずつ渡す

一、定式手明当病之者老人に付（米二合 割麦式合四夕七才）メ四合四夕七才

一、米舂人足老人に付（米式合増 割麦式合式夕三才）メ式合式夕三才

但、手業人足扶持之上、増上下増限七合七夕九才

一、病人老人に付（米式合五夕 割麦式合四夕七才）メ三合九夕七才

一、夜番扶持老人に付（米式合五夕 割麦式合四夕七才）メ三合九夕七才

一、繩付之者老人に付（手明病人之者と同じ）

一、病人粥米老人に付（米式合五夕）

一、女役付人足老人に付（米式合七夕五才 割麦式合八才）メ三合八夕三才何白米二合五夕

一、手業役付人足老人に付 右のほか米式合増

一、平 女 明記ないが手業役付女人足の二合増のないものとみられる

一、手明当病之女 病人並か適宜裁量とみられ明記なし

- 一、産婦 同右
一、出生之子供 同右

ここに云う手明とは仕事のない者、定式とは新入受入れの節、半日もしくは夜半でも食事を除き当日分の品を相渡す事というごとく、員数として定まり通り扱われる者、夜番とは下役人の夜番でなく病人の看病人足をさす。病人は七番部屋という部屋に收容している旨記録があり、そこに看病人足が詰めているので夜番残業部屋とも指称している。夜番扶持とは従って夜食代に相当する扶持である。灰屋とは釜焚部屋の事である。

人足には手明病人に至るまで小使銭が平人足でほぼ一日四文、役付は月決めで式百四十八文以下といった割で与えられ、正月には別に役付で百文、風呂釜人足四十八文、平人足で拾式文が与えられている。

雑給与品のうち男人足分は欠落して不明な点が多いが、女人足については菜代一人一日七文(平均額)、味噌一人一日式拾匁、鼻紙月五拾紙(半紙判五帖)、薪煮人前一冬七拾五把、湯薪として沓ヶ月六度、沓度に付拾本、炭は月一俵、水油が月七合、蠟燭五本に附木拾式把、灯心四把である。蠟燭など火気の類は男見張へ渡し置き入用の都度渡すこととなっている。十月には男女を問わず全人足に古物衣類(自衣)の着用を認めており、同時に役付人足、それも世話役、外出、定人足、勝手小走に限り紺股引を支給している。

◎人足漁撈手当金

この他、漁場に出役する人足は川船四艘に分乗して浜へ出てゆくようであるが、人足に毎年八月の内に川船改手形の引換えが義務づけられている。通行手形である。ただこれ以上、どのようにして漁撈に出役し、如何なる手当金を実際に与えられたかは明らかでない。長坂文書第十二巻、開島見込仕様書十二葉目末尾の記載に、年中給与高として、持船、持網の別、出漁季節や役割、年令、技術の差により沓番抱人給金拾六兩、式番抱人給金拾

五兩、参番抱人給金拾参兩と以下十九番抱人八兩まであり、その次に流人七兩とある。この最後に位する流人七兩に内捌けがあり、春四カ月三兩、夏二カ月二兩、秋二カ月一兩、冬四カ月一兩と区分されている。人足とせず流人と記してある点、及び具体的差別が明示してある点などに、わずかながら人足に与えられた手当金の性格と価値を推察する手がかりとなろう。

仕様書の数値は全幅的な比較算定の根拠とは致し難いが、この文久元年の京都の大工月間(三十日)の手間賃は一七〇匁であることから、同年の流人の最稼動期である夏二カ月二兩見込(一カ月三六八匁)は、その生計を賄う賃金には至らず、恩恵的な手当賞与の域を出ていない。まして稼動率の低い冬期四カ月一兩は京都の大工の三分の一の日当であり、それに加えて物のない蝦夷地の物価高をプラスしなければならず、寄場の取扱いは官給品以外は自給自足を建前としたものであるだけに、やはり京都、江戸より可なり苦しいものであったことは確かである。

◎寄場年中行事

最後に寄場の主な年中行事がどんなものであったかであるが、寄場御門は年中朝五時開、夕七時閉之事というお定まりで、その間、正月は人足は相休み、八日に御用始、十五日に三ヶ年之年限人足之分取調之事とあり、十七日は三ヶ月御勘定帳御目付方突合之事

二月の十五日は前年度手業下附錢などを調べ、調所目付方え差出す事

五月には佃島住吉明神之奉納米として玄米三斗五升入一俵を御送りの事

七月七日は佃島回向院へ花代送り方

七月十四日は井戸水替の事

八月は月之内に川船改手形引替之事

九月は切支丹宗旨改めの内調べをなす事、九月十日は月見団子用として米五夕づつ渡す事

十月は宗旨調の結果を大目付に報告の事、古物衣類の着用を認め役付人足に紺股引渡し

十一月七日と八日は沢庵大根御貫入之事

十二月十三日は煤払でお料理代、御箒代が与えられる。十五日には餅米買入之事とある。

文化四年十二月十日の餅米買入人足高は百拾六人のところ、午後新入五人あり、百式拾式人と記されている。また諸向へ送物御調べ御目付方に相回事とあり、年間世話になった手伝、回向院、佃島への送り物、それに町医者

へ一兩と歳暮の伺が出されている。

三 寄場廃止の経緯とその評価

全般を通じ、白別・奥尻嶋寄場は遠隔地でありながら幕政に極めて忠実で、江戸表佃島の人足寄場を範とし、常に交流を保とうとする努力が滲んでいる。それは右の年中行事にある佃島住吉明神への納米、佃島回向院への花代、佃島寄場への歳暮贈届けなどの他、「西地白別寄場御用書物並江都表寄場御規則書物写同所御用留書拔長坂手控」(長坂文書第二十六卷)、「江都函湊弘陽北鷗西地磔別寄場方書物並実聞秘事視聴録」(長坂文書第二十七卷)、「従安政年中径万延元年辛酉歳終、函府御触書、亀田地所郷邦触書、北鷗同視録日記」(長坂文書第七十三卷)、「万世不易大百箇条写」(長坂文書第七十九卷)などの記録からも充分理解されるのである。

寄場開設後の人足の補充は、当地徘徊の無宿者も捕縛、即決のうえ寄場へと充てられており、寄場白洲には立会徒目付五人も配属されているところから、西蝦夷地一円から可なり手敵しく怪罪者、浮浪者が寄せ集められて廃止に至るまで続いている。

おり、御定役のいるこの白別寄場は、今日流に言えば簡易裁判所兼半開放処遇刑務所で、しかも漁場への外部通勤制を採っている施設であったと云えよう。幕末短期間で終った寄場であるが、上郷寄場のごとく逃去者の斬罪など殺伐とした風聞や遺構もなく、極めて大らかで成功した寄場であったと考えられる。

この意欲的な白別寄場は、元治元年六月突然廃止と決まり、翌慶応元年に正式に廃止せられた。廃止後は人足の大部分を新屋新左衛門が差配する奥尻嶋寄場に引継がれ、一部は白糠炭山廃止直後の動揺著しい岩内炭山に移されている。この時、海胆、海茸、鮑、鰺、鯨、若布などを特産する奥尻嶋への海業取付手当金(一時救助金)として、一人に付六兩を貸付けて従前通り漁撈に従事させ、その後も数人の罪人がここに送り込まれ、明治三年の廃止に至るまで続いている。

廃止の理由は、箱館戦争の勃発で扶持米の送り込みが途絶、同年十二月開拓使より人足二十四人全員が遠島赦免の恩典に浴したからである。この奥尻嶋寄場の廃止につき石狩府の嶋判官から開拓使へ左の復命の書簡が出されている。

奥尻嶋流人の儀、岩内石炭山へ可相廻条当府より同所福岡藩へ引渡の義、相達可申候(下略)

明治三年正月十五日

嶋

従四位

義 勇

緘

東久世長官殿

岩村判官殿

三 横須賀人足寄場

一 旧幕政下の寄場時代

幕末、世界情勢によりやく目覚め、長い鎖国政策から開国へと踏み出す動きの中で、江戸湾頭に近い横須賀の地に一大製鉄所を設けようとしたことは、勘定奉行小栗上野介の献策に負うところがまことに大きい。後世小栗が横須賀開港の父と讃えられるゆえんである。

この製鉄所は慶応元年五月一五日、石川島人足寄場の寄場奉行に、寄場人足二百名及び其の看守吏を併せて勘定奉行に交付させ、横須賀に派遣し製鉄所敷地に属する海岸埋立の工事を分担するよう其の処分法を両奉行に伝達しているごとく、寄場人足がこの基礎となる埋立工事にあたっており、寄場が極めて政治性の高いものに係わったものとして、特異の事柄であった。製鉄所と称されているがその実際は造船所建設を目的とするもので、その規模はフランスのツーロン造船所の三分の二とされ、工期四年を目標に総工費洋銀二百四十万弗という大きな工事であった。⁽²²⁾ その工費は大半フランスに頼ると共に、フランス人技師ウェルニー、副長チボジュー以下仏国傭人三二名が建設の指導にあたっている。

ここで使役した人足は、石川島人足寄場から舟で横須賀に護送されたもので、のち吉倉から海軍機関学校へ通じる国道にあった海軍下士官集会所の国道向い側（EMクラブの前）に小屋が設けられ、寄場（地元では牢屋敷）と称している。汐留村内浦の湿地を埋立てて建てられたところである。⁽²³⁾ 同年八月には人足の服装を定めているが、それは背に黒餅を描く白地木綿の法被という、極めて眼につき易い白装束を着せている。⁽²⁴⁾ 白装束というの

は古代では産婦が、後世は主に死者か僧の下着か主に凶事に使用されるものであり、その制定の理由は定かでないが、恐らく染める手間が省け、逃亡など戒護上判り易い色であるという単純な発想からであろうと考える。しかし行刑上の囚衣としてはまことに異例のものである。そうして近傍人民に寄場人足であることを知らせるため被服図面を添え、所轄各村に「この図面の被服を着するものは、製鉄所の土木工事に使用する寄場人足なり、此の輩若し看守の吏員を離れて各村内を徘徊せば、すなわち越獄者たるを以て村民において之を捕縛し、急速に横須賀寄場に申出ずべし」と、⁽²⁵⁾ 地方庁を通じ布達している。

こうした厳重な体制のもと、実際に人足を使役し本格的な建築工事が開始されたのは、慶応元年の秋九月二十七日からである。始まったばかりの翌月十四日、將軍徳川慶喜の大政奉還が容れられるという政変があるが、あわただしい政情に拘わりなく寄場の作業は続けられた。そうして年を越した慶応二年一月から、予測されぬ事故として人足の病人が続出、その死亡者は現在の緑ヶ丘、サイカヤデパート裏にあたる曹洞宗良長院裏山山林に葬られていった。⁽²⁶⁾ このため機械据付予定地の整地が進捗しないという事態にもなっている。また採算面でも、この半年ほどの主要機械据付準備土木工事に従事させた人足の成果としては、石川島から舟で護送してきた人足を使役する経費と、当地地元民に請負わす経費とに大差なく、これでは苦勞して何も逃亡のおそれがある人足を使役させる必要はないと結論されることとなった。幕末の横須賀製鉄所における人足寄場は、わずか半年にも満たずして失敗に終わったのである。

製鉄所委員は経費節減を目的とした人足使役が意の如くならぬことから、早くも使役廃止の方針を打出しているが、幕府の製鉄所建設の方針は不動であり、殊に製鉄所掛勘定奉行小栗上野介も「幕府倒るとも日本は永遠なり」と主張、同年十二月二十九日、改めて専任の製鉄所奉行というものを新設、寄合一色撰津守をこの奉行に

任じ、事務百般を統轄させている。

二 明治新政府下の寄場時代

さて明治維新となり、新政府樹立の薩長政権下に製鉄所の運営は移され、寄場は新しい様相を変えて存続せられることとなった。ただ遺憾なことに、ここに至るまで製鉄所創設に尽力した元製鉄所掛勘定奉行小栗上野介が斬に処せられるという一大痛恨事が起っている。小栗斬刑の理由は、かつて長州征伐を強行した旧幕府の立役者であり、フランスと提携、藩を廃して郡県制とし、幕府を中心とする近代的中央集権国家を創設する考えを抱いていたといわれ、王政復古後も慶喜の屈服をなげき主戦論を唱えた人物であることから、維新後引き籠る知行地の上野国群馬郡権田村で捕えられ、宣告書にみるごとく天誅せられたのである。⁽²⁷⁾開国の功臣、横須賀開港の父は無慙にもこうして政変に斃れている。この政変により、小栗の影響が殊のほか大きい戸部の横浜裁判所も、寺島藤蔵、平土石金吾を代表とする官軍に明治元年三月十九日引渡され、神奈川府裁判所があらためてこれを管掌している。出資者である仏国の関係もあり、新政府は接收の翌日四月二日、仏国公使レオン・ロセス宛に従来着工の工業は須臾も中止するようなことはない旨、入念な通報をなしている。

また裁判所接收に引続き、同年四月一日横須賀製鉄所も引渡されているが、この際の引渡書として、製鉄所経費書、旧幕府官吏姓名録、雇仏人姓名録、給額録があり、寄場に関する記載は土地家屋及造船工程費額の摘要中に、寄場敷地一反九畝六歩、借地、場所横須賀村の内汐留新田に係り、一ヶ所、此の地代金五両、白仙灣埋立地（寄場人足の作業にかかるもの）、六千六百八十九坪四合、場所横須賀村の内新造地と記されている。⁽²⁸⁾

寄場を管掌するのもこの神奈川府裁判所となったが、この裁判所の役員一同は和服洋服に拘らず肩に生絹の布をつけ、絹に「神奈川府裁判所印」というのが赤く捺されていたといわれ、またこの役員には旧幕吏も「見知人」という名目で奉職していたとい⁽³⁰⁾う。寄場の監督者・関係者として、護身用のピストルをもつ御備外人のほか、こうした風体素性の人が出入していたわけである。

三 横須賀徒刑貧院時代

明治元年六月横須賀寄場は横須賀徒刑場と改称せられている。新政府は翌二年三月各府県に弁事達として徒刑場（監獄の前身）取立を指示していることから、横須賀が維新後最初の徒刑場となったのである。この間の人足取扱の事情を物語るものは、明治元年六月二十三日製鉄所員志村左一郎が起草し神奈川府に提出された左の文献⁽³¹⁾が唯一のものである。

分署囚徒取扱規則案大要

第一款 分署ノ構造、三面羽目板張ニシテ其ノ腰板ヲ二重トナシ前面ニ狭屋ヲ設ケ、外圍ノ柵ヲ外面ニ設クルモノトス

第二款 署内ヲ区画シテ囚徒室一ヲ置キ、別ハ鍵役室一、春場一、煎薬一、浴室一、ヲ設クルモノトス

第三款 囚徒室ハ板敷ニシテ莖ヲ布キ、室内ニ畳二枚ノ高座ヲ設ケテ世話役ノ着席トス

第四款 分署在勤ノ吏員ニハ左ノ俸給ヲ給与ス

元締役年俸玄米五十俵、月俸二人扶持金五両、飯料一ヶ月ニ付キ銀三十匁、魚菜料一日ニ付キ銀八十文

定役年俸三十俵、月俸二人扶持四両、飯料一ヶ月ニ付キ銀三十匁、魚菜料一日ニ付キ銀八十文

同下役年俸二十俵、月俸二人扶持金三両、飯料一ヶ月ニ付キ銀三十匁、魚菜料一日ニ付キ銀八十文

第五款 囚徒朝夕就退業ノ時、鍵役之ヲ点検シ、尚退業ノ時元締又ハ定役ニ於テ之ヲ検査スルモノトス

第六款 鍵役ハ小半時毎ニ署内ヲ巡回視察スルモノトス

第七款 吏員以下夜間不寝番ノ者ニシテ冬季中ハ一名ニ付米一合ツツ粥ヲ給与スルモノトスル

第八款 囚徒ノ現業ニ因リ賃金ヲ區別シ及其支給方ヲ定ム

普通ノ業ニ就ク者 日給銀六分

土木ノ業ニ就ク者 日給銀一匁

囚徒ノ現業若シ定時間ヲ超ユルトキハ其ノ時間ニ応ジテ増給スベシ、而シテ其ノ支給方ハ五分ヲ三分シテ其ノ一分ハ官衙ニ停メテ預金トシ其ノ二分ハ毎月三回及毎五節句ニ本人ニ給与ス、而シテ満期放免ノ際預金ヲ精算シテ之ヲ支給スベシ、但シ銀一匁ニツキ百八文替

第九款 囚徒中ニ居附役ヲ置キ、室毎ニ定員ヲ設ク

世話役一人、世話役格一人、炊夫一人、理髪夫一人、浴番一人、看病夫一人

第十款 居附役附ニハ左ノ給料ヲ付与ス

世話役月給銀二百四十八文、世話役格同百四十八文、炊夫同百四十八文、理髪夫同百文、浴室番同、看病夫同、

居附役附ノ給ハ其ノ日給ノ半額ヲ毎月二回及毎五節句ニ給与シ、残余ノ半額ヲ官衙ニ停メテ預金トシ、満期放免ノ際精算シテ之ヲ支給ス

第十一款 しゆう徒ノ現業ニ応ジテ食料ヲ區別シ其ノ支給方ヲ左ノ如クス

普通ノ業ニ就ク日 白米四合五勺

土木ノ業ニ就ク日 白米五合五勺

休業及罹病ノ日 白米三合五勺

病者 白米三合

春夫 白米七合五勺

しゆう徒入監ノ日官ヨリ五郎八茶碗ト称スルモノ二個ヲ給与シ朝夕ノ味噌汁及午餐ノ魚菜ハ各自ノ賃金ヲ以テ其ノ代価ヲ弁償セシメ、居附役附ノ者若シクハ病者ニハ官ヨリ之ヲ給与ス、休業ノ当日モ亦同ジ

第十二款 一歳中しゆう徒ニ給与スル被服ヲ左ノ如クス

五月単衣一着 九月綿入衣一着 十一月同一着 冬着五巾 布団一枚五人ニ付キ

炊夫、理髪夫、浴室番、春夫、及土木ノ業ニ就ク者ハ外ニ半纏一枚ヲ給与ス、若シ病氣ニテ就業セザル日

ハ官ニ引場ゲ置クモノトス

第十三款 しゆう徒ハ毎日入浴セシメ、毎月六回結髪セシム、但シ休業ノ日ハ入浴セシメザルモノトス

第十四款 炊事用トシテ、しゆう徒一人ニ付、松薪一本ツツ、もく浴用トシテ同五歩ツツ之ヲ給与スルモノトス

第十五款 春夫ハ精搗ニ当リテ、四斗張ニ当リテ、同四日ヲ以テ一日ノ定業トナス、其搗耗ハ官用ノモノ上

白一割下白七歩五厘ノ割合 人民依頼ノモノ上白一割五歩ノ割合トス

第十六款 窃盜越獄及結党ノ行為アルモノハ之ヲ懲答ス此等ノ犯罪者ヲ吏員ニ密告スルモノハ相当ノ褒賞ヲ付与スベシ

第十七款 外役中銀五百文以上、此ノ価ニ相当スル物品ヲ携帯逃亡スル者ハ斬ニ処シ、之ヨリ以下ハ答ニ処

ス、而シテ此等ノ犯罪者ヲ出セル看守吏員ハ三日間謹慎スベシ

第十八款 疾病ノ時ハ一日三貼マデノ薬劑ヲ給与シ、病死スルトキハ遺骸ヲ親族ニ交付ス、親族ナキモノハ官費ヲ以テ、汐戸木所回向院ニ埋葬シ、一人ニ付錢二百文ヲ同院ニ寄附ス

看病者ニハ手洗料トシテ一人ニ付錢四十八文ヲ給与スベシ

第十九款 満期放免ノ時ハ被服料トシテ冬季ハ百匹、夏季ハ金五十匹ヲ給ス、在監中勉業セシモノハ別ニ相當ノ賞与アルベシ、世話役勤務ノ者ハ更ニ金百匹、其ノ他ノ居附ヲ勤メシモノハ更ニ金五十匹ヲ増給スベシ

この規則案大要の特色として伺えるものは、まず分署の構造(第一款)、囚徒室(第二款)、着席(第三款)、室毎の定員(第九款)、理髪夫(第九款)という用語である。これは律をふまえた御定書の頭脳では発想されぬもので、洋行経験者の起案によると考えられるところである。特に囚徒室なる「室」という言葉が、この明治元年の時点で起案とはいえ使われたということは注目し値するもので、本来外国海軍系の知識に属する艦船用語である。後年軍監獄でも、陸軍は管倉、海軍は禁固室と呼んだ如くである。したがってこれは旧幕海軍奉行配下の起案になるとも考えられるところである。また月給錢(第十款)という支給の仕方、犯則者への懲答(第十七款)というのも、このような思想から来たものと考えられる。逃亡責任を問う看守吏員の三日間の謹慎(第十七款)は旧幕の押込の慣例をそのまま踏んでおり、配慮あるものとしては毎日の入浴(第十三款)と五郎八茶碗(第十一款)であろう。旧幕時代の寄場でも入浴はほぼ隔日であり、作業の性質からいっても油絞りほどの重労働とは考えられぬだけに優遇である。

五郎八茶碗については、そもそも無宿無頼、破落戸と呼ばれ、こころと世を渡り歩く不良の徒をゴロツキと呼ばれるが、それらが食べる一膳飯用の口の開いた大型丸茶碗、つまりどんぶり茶碗をさすのである。由来は感心しないが、しかしともかく囚人が唐津の茶碗で食べるということは大きな進歩とみななければなるまい。今日でも陶磁器の茶碗を収容者に許さないのは兇器になり得るからであり、茶碗で食べるのは成績最優良の一級受刑者が釈放準備教育期に入った釈放前の収容者にしか許されぬ優遇なのである。病死者の始末をした看病夫に与える手洗料という言葉も、一応の労に報いる配慮があり、旧寄場よりも進んだ新しい表現として受取るべきである。

明治元年における「分署」は官制上あり得なかつたこと、すでに小論別稿⁽³³⁾により指摘したところであるが、囚徒取扱の内容については東京府および隣接他県の徒場規則・掟の比較をなしても、神奈川県下の当時の囚徒使役状況と符合するものが多く、特に疑問を挟むところがない。案大要の原案どおりほぼ実施せられたものと考えられる。殊に人足処遇につき、石川島からの送り込みが事実上途絶、神奈川県徒場規則の一つとして立案運用せられているが、この規則は旧人足寄場の経験が生かされ、その系譜を明らかに継承しているものと理解されねばならない。それは

(一) 作業の服装につき、水玉模様を白装束黒餅印と替えているが、やがてこれは半纏に替えられ寄場の伝統を根強く引いている。

(二) 逃走防止として片鬚落し、眉の剃落、首輪の使用等が用いられていないのは、旧幕藩徒刑場の系譜でなく寄場の系譜である。

(三) 石川島の制に倣い更生資金の積立制があるが、居附役附のみ官衙に半額預金し放免時交付となっており、寄場の系譜を引きながら間頭制保護となっている。これは改悪で心服できぬ面である。しかしもう一面、満期放免の際に給与する額を夏冬二季に分け、全人足一律に法定している。これは石川島の伝統をより具体的に明定

したものとして賞される規定である。

といったことから例証できる。同じく明治元年十月二十一日、旧海軍刑務所、現在の横須賀刑務所の位置にあった大津村陣屋が建物朽敗、衛戍の設置不用として取毀されているが、この銃兵は全て横須賀製鉄所の寄場詰に配置換させている。また同じ日、神奈川裁判所は製鉄所の寄場小屋を区画させ、この一室に無宿の婦女を置き囚徒の衣類の洗濯と雑役に服させている。官制は徒刑場であるが、こうした専従者でも寄場詰と辞令されているごとく、この段階でも実態は寄場であったわけである。⁽³⁴⁾

年が明けて明治二年二月十九日、寄場に配置換した旧陣屋銃兵を使丁と改称、製鉄所内で外役中の人足の護衛に充てている。これら一連の寄場に対する指示は、旧幕府神奈川奉行組頭で、神奈川裁判所に引続き見知人として遇され、聴断断獄関係を担当した三浦栄五郎の献策によるものと考えられる。⁽³⁵⁾ 同年四月製鉄所職員は総員五十一〇名であるが、そのうち寄場事務に関連したとみられる係は五三名が数えられ、約一割の人がその掌に当たっていたことが知れる。このようにして寄場の体制が次第に整い、製鉄所建設作業も進捗しているが、同年四月九日の寄場人員数は貧民三五名、徒刑囚一九名と、わずかに五四名である。この中には先に記した無籍の雑役婦も貧民中に含まれており、寄場から「徒刑貧院」⁽³⁶⁾と称されるようになっていく。徒刑囚より貧民の数の方が多く、西欧の労作場 Work House とつた保安処分的実体を備えたものに近づいているのである。

こうした情勢下において翌五月、さきに述べた三浦栄五郎が神奈川裁判所独自の刑典「刑法法定並徒罪期限」、通称「神奈川の仮刑律」編纂を命ぜられている。新律発令までのこの仮律は、寛刑を眼目とする徒刑主義で、追放・敲をいずれも三年限度の徒刑とし、それは横須賀寄場放置区分という換刑表により量定している。またこの実践の方便として本所格である根岸の徒刑場を思い切りよく廃止、徒刑囚全員を分所格である横須賀に護送集結

しており、このため

明治二年度 徒罪一八五人

明治三年度 徒罪三一八人

明治四年度 徒罪 九九人

という行刑統計（神奈川県史料）にみる数字のごとく、人足が可なり抱え込まれ急増しており、しかも刑期終了者でも引取人のない者は貧民役徒の中に編入して応分の使役に就かせている。⁽³⁷⁾ この大幅な仮刑律による徒刑主義の活用は、製鉄所の需要を大きく満たし、工事は従来よりはるかにほかどりを見せたのである。軌道に乗ったこの徒刑貧院の成果は、心ある世人に期待と関心をもたらしたものと考えられる。この当時、歌人中島歌子により

大船のつくたによりて流れ木も

世に立ちかえる時や待つらむ

と詠まれている。開国・造船という意義にかけて加え、伝統の佃より新しい横須賀の地での人足更生を念じたものである。

明治四年四月七日製鉄所は造船所と改称、本格的な造船業務に入っており、この頃より貧民・徒刑人を併せ「徒刑人足」と呼ばれているが、いまだ人足という呼称が続けられている。徒刑人足は取締掛の配下

一 警舎掛 本来は造船所技術者の養成を担当しているが、徒刑人足への教化学業をも兼任したと考えられる

(二名)

一 基整掛 倉庫貯蓄品、木炭、木材、砂、火山灰その他購買の事務を担当 (三名)

一 分配掛 徒場人足の日々の仕事の割付と賃金の支給事務を担当（三名）

一 技術方 徒場人足に仕事の手順工法を教授（三名）

の四掛により統制指導されており、ここに云う糞舎は新旧二種あり、旧幕時代の糞舎は取締掛配下に属し、人足教化の教場に充てられたといわれ、技術方というものが設けられているのは、もはや単なる埋立等の土木への使役でなく、造船について若干の技術を要する一部作業に就けたものと見るべきである。現在愛媛県越智郡大西町で来島ドック内に松山刑務所大井造船作業場として出役している形態のものが、すでにこの時点において教育的におこなわれていたのである。

さて製鉄所（造船所）は開設以来、神奈川府裁判所、大蔵省、民部省、工部省へと移り、明治五年十月八日から海軍省の所轄となつてゐるが、寄場（徒刑場）は終始神奈川県に属していた。また人足収容の建物は明治三年七月の太政官宛上請書添付書類「造船所建物一覽」に人足改所一棟となつてゐるが、明治四年から五年に至る建築費用明細書には「人足出入改所」と名を改め、

請負高 三七七兩

煉瓦・砂・石灰 三三七兩九永三八・四文

総計 八一四兩九永三八・四文

と、煉瓦造の建物に収容せられていたことが知られる。人足とはいえ囚人が洋式煉瓦の建物に収容せられた我国最初の事柄である。明治三年に人足溜所、明治四年に人足改所、明治五年に人足出入改所と名を変えてゐるが、最後に人足出入改所という名に変わつてゐるのは、いづれも最初から汐留の寄場から元町を通り造船所構内溜へ通役してゐた為で、この出入を改めた仮留所かるとという意味合いからこの様な名に納まつたものである。

ところで、この頃より根岸徒刑場の再整備が始まつたものと思われる。これより一年後の明治六年十一月十四日、神奈川県は造船所を所轄する海軍省に宛「徒刑囚を横浜根岸の徒刑場に移すため、自今横須賀造船所土木工事に服役する能はざる」旨通報し、あつけなくも一片の通知書を以て、横須賀寄場という極めて特殊な行刑の歴史を閉じてゐる。

四 横須賀寄場の法制史的な位置づけ

横須賀寄場は、明治新政府が旧寄場の思想を継受した典型的なものであり、近代的な徒刑主義へと移行、やがて監獄制度の雛型をなす特色ある寄場であつた。特に石川島の伝統的な寄場の系譜、すなわち制度的な枠を忠実に保つため、無宿を貧民と呼び替へただけで、次々と手が打たれる制度の改廃をくぐり抜け、徒刑者と併せ貧民を抱えてゆこうとする努力が滲み出ている。そうして、その作業の眼目は、貧民・徒刑者とも共通して、常に経費節減のために充てるものとされ、その教化は糞舎を設ける通り石川島の伝統を見失つていない。

ただ貧民の扱いにおいて、無宿に準じた慣例にこだわりすぎる嫌いがあつたといえようか。例えば賃金においても徒刑人と僅か二分の差で同じように扱おうとするなどの点である。こうしたところに近代的自由刑としては未分化な寄場の思想がありありとみられ、保安処分がやはり刑罰に近かつたことを物語るものである。また貧民が、かつての石川島が収容対象とする諸国の無宿無頼といった遊民から、都市化現象にみる失業者、無籍者、遠国からの行倒れ、破産者、引取人のない軽罪放免者というものにやや変化し、しかも造船所に供給される徒刑人足は、神奈川県という文明開花の先端をゆく国際開港都市横浜を抱えてはいるものの、石川島と異なり一地方県から供給された人足であつたことも理解しなければならない。

こうした対象の変化、対象の局地化とともに、寄場からこれら徒刑人足を投入して造船に充てた経済的後進性、くだいていえば開国の舞台裏を示す一つの刑事世相として展開されたものであることも把握されるべき一面である。刑務作業の歴史からみても、近代自由刑における官司業の嚆矢であり、横須賀寄場を構成する上での大きな事業的特色であったと評せよう。そうしてまた、石川島寄場の系譜が一つの成長を示した姿として存在したといえるものである。

- (1) 矯正協会蔵「寄場役所人足寄場旧記留」
- (2) 前掲書(一)
- (3) 茨城県内務部編「代官竹垣翁事蹟考」八八頁～九一頁・上郷村長糸賀新八筆録
- (4) 刑務協会編「日本近世行刑史稿」(四)九八四頁・九八五頁資料二
- (5) 原胤昭「出獄人保護」(天福堂)五〇一頁～五〇五頁
- (6) 前掲書(三)九九頁・一〇〇頁
- (7) 平松義郎「刑罰の理論と現実」(岩波書店)四六頁
- (8) 御仕置例類集一～二、前掲書(四)五〇六頁・五〇七頁
- (9) 安藤博「県治要略」(青蛙房)五〇頁
- (10) 前掲書(四)同頁、細川亀市「常陸の人足寄場雜考」刑政五〇巻七号一九頁
- (11) 重松一義「常州上郷村寄場刑罪遺聞」創文(創文社)一二三号一三頁以下
- (12) 石井良助「江戸の刑罰」(中央公論社)一九七頁
- (13) 細川亀市「徳川幕府の教育政策」刑政四七巻五号一四頁
- (14) 土田右馬太郎先生刊行会編「土田右馬太郎先生伝」二頁～五頁
- (15) 錦木家文書
- (16) 旧東京帝国大学史談会編「旧事諮問録」(青蛙房)二六三頁
- (17) 北島正元「化政期の政治と民衆」岩波講座・日本歴史12近世(4)三三四頁
- (18) 天保集成、徳川十五代史
- (19) 重松一義「常陸上郷人足寄場考」刑政八四巻八・九・一〇各号

- (20) 重松一義「長坂文書にみる箱館人足寄場史料」(行刑参考資料一・昭和四四年六月一日)、重松一義「北海道行刑史」(図譜出版)六五頁以下・箱館・臼別・奥尻島人足寄場の項所収
- (21) 横須賀海軍工廠編「横須賀海軍船廠史」一巻三五頁、なお鹿兒島集成館は毎日二二〇〇人規模の職工人足を集め、特に造船に相当数充てたと伝えられているが、比較すべき詳細がなく文献上はまだ解明されていない。
- (22) 栗本鋤雲遺稿「横須賀造船所経営の事」の項一一八頁
- (23) 樋口宅三郎編「横須賀開港小史」(横須賀日々新聞)三頁
- (24) 前掲書(三)三九頁
- (25) 前掲書(三)同頁
- (26) 横須賀市衣笠栄町一丁目一番地光心寺住職坂野康頭師談
- (27) 勝安房「開国起源」
- (28) 法務省矯正資料館蔵「前橋監獄沿革誌」(一)
- (29) 前掲書(三)三五頁
- (30) 同好史談会「史話明治初年」(人物往来社)三九頁
- (31) 前掲書(一)〇八頁
- (32) 滝川政次郎「日本行刑史」(青蛙房)第三版一七九頁、前掲書(一)一九三頁、前掲書(四)九五三頁
- (33) 重松一義「横須賀人足寄場考」日本歴史(吉川弘文館)三〇六号六三頁
- (34) 前掲書(一)二〇頁
- (35) 手塚豊「明治初期刑法史の研究」(慶応義塾大学法学研究会)一九〇頁
- (36) 前掲書(一)四三頁
- (37) 前掲書(一)四三頁
- (38) 前掲書(一)四七頁
- (39) 前掲書(一)四七頁